

# 青森短期大学学生規則

## 第1章 趣 旨

(趣旨)

第1条 本学学生の行為及び学生の学内におけるサークル、集会等については、この規則の定めるところによる。

## 第2章 契約書・在学保証人

(契約書)

第2条 新たに本学学生となる者は、別記様式①の誓約書に署名捺印し、入学手続きのときに学長に提出しなければならない。

(在学保証人)

第3条 新たに本学学生となる者は、その者の本学学生としての行為について責任を負う保証人を定め、当該保証人が署名捺印した別記様式①の在学保証書を入学手続きのとき学長に提出しなければならない。

2. 保証人は独立して生計を営む者で保証人の責を果たしうる者とし、父母のいずれか又はこれに準ずる者1名とする。
3. 保証人を変更し、又は保証人の住所に変更のあったときは、当該学生は、直ちにその旨を別記様式②により、学長に提出しなければならない。

## 第3章 学生証

(学生証の所持)

第4条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 学生証を所持しない者については、教室、研究室、図書館等本学施設の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

第5条 学生証は、入学年の学期初めに交付し、卒業まで有効とする。

2. 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。
3. 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返納しなければならない。

## 第4章 服装・健康診断

### (服装)

第6条 学生は本学学生としての品位を汚すことがないように、常にその服装に留意しなければならない。

### (健康診断)

第7条 学生は、大学が行う健康診断を受診しなければならない。

2. 学生は、健康診断の結果、大学が行う健康上の指示に従わなければならない。

## 第5章 サークル

### (設立の許可)

第8条 学生が学内においてサークルを設立しようとするときは、別記様式③の学生サークル設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 前項のサークルの設立にあたっては、原則として、本学の教授・助教授及び講師のうちから顧問教員を定めなければならない。

### (許可の期限)

第9条 前項第1項に規定する許可の有効期限は当該サークルが許可を受けた日の属する学年の末日までとする。

ただし、あらかじめ別記様式④の学生サークル更新願を学長に提出したものであるについては1年ごとに更新を認めることができる。

### (事業等の報告)

第10条 サークルは、毎年3月末日までに別記様式⑤の事業報告書を学長に提出しなければならない。

2. サークルは、毎年5月末日までに新入生に係わる構成員の名簿を学長に提出しなければならない。

### (目的等の変更及び解散の届出)

第11条 サークルがサークルの目的、組織その他第8条に規定する学生サークル設立願の記載事項を変更しようとするときは、別記様式⑥の学生サークル規約等変更願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2. サークルを解散しようとするときは、別記様式⑦の学生サークル解散届を学長に提出しなければならない。

### (学外団体への加入)

第12条 サークルが学外のサークルに加入しようとするときは、あらかじめ別記様式⑧の学外団体加入願に第8条第2項に規定する顧問教員の署名捺印を受け、当

該学外サークルの規約を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(サークル活動の制限)

第13条 サークルは学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教活動を行ってはならない。

(活動の禁止又は解散)

第14条 サークルが次の各号の一に該当するときは、学長は当該サークルの活動の停止又は解散を命ずることがある。

- (1) 学則又は諸規則に違反した活動を行ったとき。
- (2) サークル活動中に事故が発生する等、団体の運営が円滑に行われなかったとき。
- (3) サークル構成員が不祥事に関係し、それがサークル活動に密接な関連のあったとき。
- (4) 長期にわたってサークル活動が行われなかったとき、又は事業報告書が提出されなかったとき。

## 第6章 集会等

(開催の許可)

第15条 学生又は学生のサークルが、学内において集会（集団示威行為を含む。以下同じ）を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、別記様式⑨の学生集会願を開催10日前(休日は期間に算入しない)までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 前項の学生集会願を提出しようとするときは、あらかじめ当該集会を開催しようとする場所の使用について、当該場所の管理者の承認を得なければならない。

(集会の制限)

第16条 学生又はサークルは、学内において特定の政党又は宗教サークルに係る活動を目的とする集会を開催することができない。

(留意事項)

第17条 学生又はサークルが、学内において集会を開催するときは、教職員の指示に従うとともに大学の教育研究に支障を生じさせ、若しくは大学の施設設備・環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の報告)

第18条 集会の責任者は、集会の終了後、直ちにその状況等を学長に報告しなければならない。

(集会の禁止または解散)

第19条 集会の責任者は参加者が、学則又は諸規則に違反した行為を行い、若しくは大学の指示に応じないときは、学長はその集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることがある。

(募金・販売等)

第20条 学生又はサークルが、学内において募金・販売等金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、第15条から前条、までの規定を準用する。

## 第7章 文書等の掲示・配布・拡声器の利用

(掲示の許可)

第21条 学生又は学生のサークルが、学内において文書、ポスター、立看板等（以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、別記様式⑩の文書等掲示・配布願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認人を押印する。

(掲示の制限)

第22条 学生又は学生のサークルは、学内において特定の政党又は宗教サークルに係る活動を目的とし、若しくは他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することができない。

(氏名等の明記)

第23条 文書等には、当該文書等を掲示しようとする者がサークルであるときはサークル名、その他のものであるときは掲示責任者の氏名及びその者が所属する学年・学籍番号等を明記しなければならない。

(文書等の大きさ等)

第24条 文書は80 cm×110 cm以下とする。ただし特別に許可したものについてはこの限りでない。

2. 文書等は、別に指定する学生掲示板に掲示しなければならない。ただし特別に許可したものについてはこの限りでない。

3. 同一の掲示板には同一の目的の文書等を2枚以上同時に掲示してはならない。

4. 掲示の期間は1週間以内とする。

5. 掲示の期間を経過した文書等は、当該文書等に係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。

(留意事項)

第 25 条 学生又は学生のサークルが、学内において文書等を掲示しようとするときは第 17 条の規定を準用する。

(掲示文書等の撤去)

第 26 条 第 21 条第 1 項及び第 24 条第 5 項までの規定に違反して掲示された文書等は、当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

(留意事項)

第 27 条 学生又は学生のサークルが学内において文書、図書、その他の物品を配布しようとするときは第 17 条、第 21 条第 1 項、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。

2. 前項の規定に違反する配布物は、学長その配布を禁止することがある。

(拡声器の使用)

第 28 条 学生又は学生のサークルが学内において拡声器を使用しようとするときは、別記様式⑪の拡声器使用願を提出し、その許可を受けなければならない。

2. 第 17 条及び第 22 条の規定は拡声器の使用について準用する。

## 第 8 章 諸設備・施設の使用

(設備の使用)

第 29 条 学生又は学生のサークルが、学内において設備を使用しようとするときは、別記様式⑫の設備使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 第 17 条及び第 22 条の規定は設備の使用について準用する。

(諸施設の利用)

第 30 条 学生又は学生のサークルが諸施設を利用しようとするときは、当該施設の利用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

### 附 則

1. この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

1. この規程の改定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

青森短期大学

学 長 殿

# 誓 約 書

このたび青森短期大学入学にあたり学則その他の諸規定を守り、学生の本分をつくすことを誓います。

入 学 者	本籍	〒		
	現住所	〒		
	電話番号	Tel	—	—
	学部学科	学部	学科	
	フリガナ 本人氏名	受験番号 ( )		年 月 日 印

※ 現住所は現在お住まいの住所を記入してください。

上記の、青森短期大学入学にあたり、在学中保証人となり本人の身上に関することにつき、いっさいの責任を負うことを誓約いたします。

保 証 人 (保護者等)	現住所	〒		
	電話番号	Tel	—	—
	フリガナ 氏名	(西暦) 年 月 日生		印
	勤務先			入学者 との関係

# 保証人変更届

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

学 部

学籍番号

番

氏 名

印

上記の者下記の通り保証人を変更しましたのでお届けします。

記

新保証人

本 籍

現 住 所

職 業

学生との関係

生 年 月 日

旧保証人住所

氏 名

変更の理由

新保証人氏名

印

# 学 生 サ ー ク ル 設 立 願

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

責 任 者

学籍番号

番

氏 名

印

下記の通りサークルを設立したいのでご許可下さるようお願いいたします。

## 記

1. サークルの名称
2. 設 立 年 月 日
3. 目 的
4. 規 約 (別紙)
5. サークル員名簿 (別紙)
6. 備 考

別記様式④

# 学 生 サ ー ク ル 更 新 願

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

責 任 者

学籍番号

番

氏 名

印

下記の通りサークルを更新したいのでご許可下さるようお願いいたします。

## 記

1. サークルの名称
2. 更 新 年 月 日
3. 目 的
4. 規 約 (別紙)
5. サークル員名簿 (別紙)
6. 備 考

年 月 日

青森短期大学学長 殿

# 事業報告書

サークル名		責任者名	印	主将等名	印
-------	--	------	---	------	---

期間	
----	--

- 予算・決算書を添付する事
- 試合状況・結果等を簡明に記入の事

## 学生サークル規約等変更願

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏名

印

下記の通り

を変更したいのでご許可下さるようお願いいたします。

### 記

1. サークルの名称
2. 設 立 年 月 日
3. 目 的
4. 規 約 (別紙：新旧規約及び新旧対照表を添付する事)
5. サークル員名簿 (別紙)
6. 備 考

# 学 生 サ ー ク ル 解 散 届

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

責 任 者

学籍番号

番

氏 名

印

下記の通りサークルを解散しましたのでお届けします。

記

1. サークルの名称

2. 解 散 年 月 日

3. 解 散 事 由

# 学 外 団 体 加 入 願

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

サークル名

責 任 者

学 籍 番 号

番

氏 名

印

顧問教員名

印

下記の学外団体に加入したいのでご許可くださるようお願いいたします。

## 記

1. 学 外 団 体 名 称
2. 加 入 年 月 日
3. 加 入 目 的
4. 学 外 団 体 規 約 (別紙)
5. 学外団体役員名簿(別紙)
6. 備 考

# 学 生 集 会 願

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

責任者氏名

印

所属サークル

下記の通り集会を開催したいので、許可くださるようお願い致します。

## 記

1. 集会（又は行事）名称

2. 日 時 自 月 日 時 分

3. 場 所 至 月 日 時 分

4. 目的・議題

5. 予定人員

## 文書等掲示・配布願

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏名

印

下記の通り出版物、印刷物を学内（但し教室を除く）で配布又は掲示したいので許可くださるようお願いします。

### 記

1. サークル名称

2. 別紙添付物

3. 掲示期間

年 月 日迄

# 拡声器使用願

教務課	学生課	総務課

年 月 日

青森短期大学学長

殿

責任者

学籍番号 番

氏名 印

下記の通り拡声器を使用したいので許可くださるようお願いいたします。

## 記

1. サークル又は集会の名称
2. 使用目的
3. 使用日時 年 月 日 時から 時まで
4. 使用場所
5. その他

青森短期大学学長 殿

## 設備使用願

年 月 日

年 月 日 曜日 時 分より

年 月 日 曜日 時 分まで

一定期間継続して  
使用又は一定の曜  
日使用する。

使 用 設 備

第一  
希望第二  
希望

サ ー ク ル 名

使 用 目 的

担 当 教 員 氏 名

印

責 任 学 生 氏 名

印

名

(備考)